

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月 14日

京都市長 宛

提出者

住所 京都市南区西九条高島町31

氏名 清水長金属工業株式会社
代表取締役 近藤 慶太

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-681-7331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

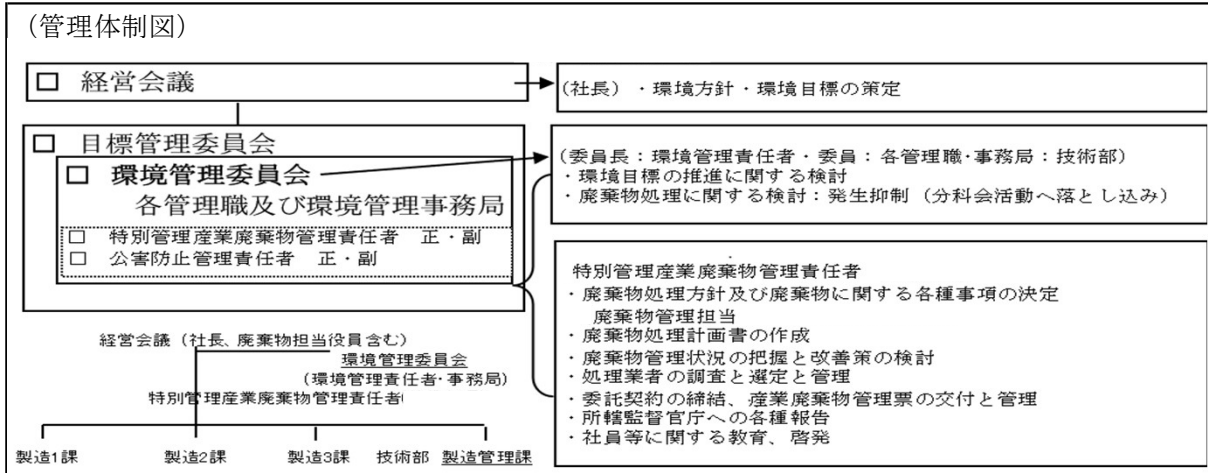
事業場の名称	清水長金属工業株式会社
事業場の所在地	京都市南区西九条高島町31
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	2464 電気めっき業
② 事業の規模	500,000(千円)
③ 従業員数	52名

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>特別管理産業廃棄物発生工程</p> <p>1. アルカリ脱脂 (pH12.5以上の廃アルカリ)</p> <p>2. 酸洗浄・めっき(pH2.0以下・pH12.5以上の廃酸・廃アルカリ及び又は基準値を超える有害物質を含む：廃酸・廃アルカリ・汚泥等)</p> <p>これらの使用老廃液が廃棄物として発生</p>	→	<p>1. 電子マニフェスト登録 予約⇒登録</p> <p>①優良産廃収集運搬許可業者に収集・運搬を委託</p> <p>②優良産廃処分許可業者に最終処分を委託</p> <p>2. JWNETにて一元管理(毎朝)通知情報を把握</p> <p>3. 処分場の定期的な現地確認(自主的に凡そ5年毎)、他の期間はインターネットにより情報確認を実施</p>
----------------------	--	---	---

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 5 年度) 実績】	88.550 t
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排 出 量	t t
	(これまでに実施した取組)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程を見直し、排出量の削減の務めている。 1. 平成24～25年度：PH12.5以上の廃アルカリの廃棄物となるアルカリ脱脂剤を長寿命化タイプものへ順次変更 2. 平成26年度：PH2.0以下の廃酸（有害物質を含むもの：Pb）半田めっきの廃止 3. 平成29年度：PH12.5以上の廃アルカリのであるアルカリ脱脂液の一部を油分分離処理対応液種に変更し、長寿命化を推進 4. 令和元年度：PH12.5以上の廃アルカリ（有害物質を含むもの：CN）のバレルめっきを廃止（CN処理液の持出しを抑制） 		
②計画	【目標】	80.500 t
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排 出 量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
<ul style="list-style-type: none"> 1. 一部のPH12.5以上の廃アルカリ脱脂液に対し、油分分離処理を継続し廃棄更新を抑制する 2. めっき剥離作業を伴う再めっき依頼があるが、極力最小限度で留めるよう理解を求める 3. めっき液、前処理液含め突発的なトラブル発生による無駄な廃棄物発生が無きよう処理液等の管理、設備管理を徹底する 4. ローリ廃液吸引時での『ついでに吸引は控える』よう現場部署長に再度、意識統一を図る 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
<ul style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物を大分類、廃棄物名称毎に分別し、明示・表示を徹底している 2. 各分別容器には、廃棄物名称と廃棄容量を図表示し、他の廃棄物と混合又は混入させないよう確実な分別・保管を徹底している 	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)、令和5年度(2023年度)と 京都市様より「産廃チェック」制度 さんばい適正処理・3R推進事業場であるシルバー認定を賜り、最終ゴールド認定取得に向け、廃棄物のムダ排出抑制・3R推進の積極活動に努める 	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・自ら再生利用を行う保有設備は無く、再生利用するには多額な設備投資と薬剤コスト、多分な労力が必要であるため、自ら行う再生利用は行ったことはない。		
②計画	【目標】		0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・自己再生利用を行うにはコスト面、労力的にも困難であり、自ら行う再生利用を行う予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
・自ら行う中間処理、熱回収設備は無く、中間処理するには多額な設備投資と薬剤コスト、多分な労力が必要であるため、自ら行う中間処理は行ったことはない。			
②計画	【目標】		0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・中間処理を行うにはコスト面、労力的に困難であり、自ら中間処理を行う予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		0	t
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組) ・自ら行う埋立処分は行ったことはない。			
②計画	【目標】		0	t
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組) ・自ら埋立処分を行う予定はない。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		88.550	t
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり		
	全処理委託量	t		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t		t
	再生利用業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、特別管理産業物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。 ・Manifestoの管理、特別管理産業廃棄物の帳票管理を適正に管理し、保管。 ・平成25年9月18日、平成29年11月22日に処分委託先(アイザック)へ『産廃処分場現地確認』環境省現地確認チェックシートを用い確認 結果→適切に処分・管理されていることを確認した。 ・産業廃棄物委託業者対し優良認定業者登録制度の認証取得を積極的に促し、平成25年に特別管理産業廃棄物に関する優良認定登録業者としての取得登録は確認済である。 ・使用中キュービクル内のトランス1台が低濃度PCB機器と判明(410)、キュービクル更新機会を熟考した結果平成30年度9月に更新→電路離脱→直ちに特管廃PCB排出→平成30年10月2日 E票返却確認済。 ・2020年2月より、紙Manifestoから電子Manifestoに切替え・運用継続。			

②計画	【目標】	80.500 t	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・PH12.5以上の廃アルカリ委託量の削減策として、切削油分分離実績のある長寿命化タイプであるアルカリ脱脂剤への切替えを推進中。 令和6年度も引継ぎ、PH12.5以上の廃アルカリ排出委託量の抑制に繋がるよう、切削油分低減依頼活動を推し進め、排出量の抑制を図る。 ・コロナ禍以降、受注量増減(大きな変動)が及ぼす影響として、前処理液含め突発的な使用液の不調(トラブル)により、無駄な廃棄物発生がないよう処理液等の液管理を徹底する。 ・エコアクション21の活用により廃棄物委託量をもっと『減らせられないか、無くせないか、他に変更できないか、変更出来なければ発生もとで使用及び廃棄量を抑制できないか』を分科会活動を通じ検討・検証を重ね環境負荷低減活動に繋げる。 ・上記分科会活動の中で産廃ローリ廃液車吸引時での『ついでに吸引は控える』よう現場部署長に再度指示する。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	88.550	t
	(今後実施する予定の取組等)		
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年2月度より、電子マニフェスト(電マニ)の運用を開始 2. 令和2年度報告分より「産業廃棄物等状況報告書」は、JWNETから直接政令都市様へ報告されるため、届出は不要 		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

